

○新潟市ひまわりクラブ条例

平成5年7月5日

条例第23号

(設置)

第1条 昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童等の健全な育成を図るため、新潟市ひまわりクラブ(以下「クラブ」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 クラブの名称及び位置は、別表に掲げるとおりとする。

(休日)

第2条の2 クラブの休日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から31日まで並びに1月2日及び3日

(平16条例137・追加)

(開設時間)

第2条の3 クラブの開設時間は、小学校の放課後から午後6時30分までとする。ただし、新潟市立学校管理運営に関する規則(昭和33年新潟市教育委員会規則第1号)第7条に規定する小学校の休業日及び土曜日は、午前8時から午後6時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

(平16条例137・追加, 平19条例33・平20条例22・一部改正)

(対象児童)

第3条 クラブに入会できる者は、本市に住所を有する者で昼間保護者のいない家庭の小学校1年生から3年生までの児童とする。

2 前項に定めるもののほか、市長が必要と認めた児童もクラブに入会させることができる。

(入会の手続)

第4条 保護者は、児童をクラブに入会させようとする場合は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

(入会の制限)

第5条 市長は、クラブの管理運営上支障があると認める場合は、入会の許可をしないこと

ができる。

(退会の届出)

第6条 保護者は、その児童をクラブから退会させようとする場合は、市長にその旨を届け出なければならない。

(利用料)

第7条 クラブの利用につき、入会の許可を受けた児童の保護者から、利用料を徴収する。

2 利用料の額は、児童1人につき、月額6,900円とする。

(平8条例15・平11条例18・一部改正)

(利用料の納付期限)

第8条 利用料は、当該月分をその月の末日(12月分にあつては、翌年の1月4日)までに納付しなければならない。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日をもって納付期限とする。

(平9条例29・一部改正)

(利用料の免除)

第9条 市長は、規則で定める特別の理由があると認める場合は、その利用料の全部又は一部を免除することができる。

(利用料の還付)

第10条 既納の利用料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、その利用料の全部又は一部を還付することができる。

(許可の取消し等)

第11条 市長は、次の各号の一に該当する場合は、入会の許可を取り消し、又はクラブの利用を一時停止させることができる。

(1) 児童が第3条に定める入会の資格を失った場合

(2) 正当な理由なく利用料を滞納した場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がクラブの管理運営上支障があると認める場合

(指定管理者による管理)

第12条 市長は、クラブの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にクラブの管理を行わせる。

(平16条例137・全改)

(指定管理者の指定の手続)

第13条 クラブの指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、クラブの指定管理者として指定するものとする。

(1) 児童の平等利用が確保されること。

(2) クラブの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

(4) 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第1条に定める基準に従ったクラブの運営が可能であること。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、前項の基準に適合するものとして市長があらかじめ選考した一の団体(以下「被選考者」という。)から提出させた事業計画書その他規則で定める書類を審査し、被選考者がクラブの設置の目的を効果的に達成することができることを認めるときは、被選考者を指定管理者として指定することができる。

(平16条例137・追加)

(指定管理者の業務の範囲)

第14条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) クラブの利用の許可に関する業務

(2) 第11条の規定による許可の取消し等に関する業務

(3) クラブの施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、クラブの管理上、市長が必要と認める業務

(平16条例137・追加)

(秘密を守る義務)

第15条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(平16条例137・追加)

(個人情報の取扱い)

第16条 指定管理者は、個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者の役員及び職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(平16条例137・追加)

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平16条例137・旧第13条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年10月1日から施行する。

(平12条例80・旧附則・一部改正)

(黒埼町の編入に伴う特例)

- 2 黒埼町の編入の日から平成13年3月31日までの間、旧黒埼町区域にあるひまわりクラブの利用料の額は、第7条第2項の規定にかかわらず、児童1人につき、月額6,000円とする。

(平12条例80・追加)

(合併に伴う特例)

- 3 新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室町、西川町、味方村、湯東村、月潟村及び中之口村(以下これらの市町村を「編入市町村」という。)の編入の日(以下「編入日」という。)から平成17年3月31日までの間、編入日前の編入市町村の区域にあるクラブの利用料の額は、第7条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(平16条例137・追加)

- 4 編入日前の編入市町村(白根市及び西川町を除く。)の区域にあるクラブ(新津第三ひまわりクラブを除く。)については、第12条の規定は、編入日から平成17年3月31日までの間、適用しない。

(平16条例137・追加)

- 5 新津第三ひまわりクラブ及び編入日前の白根市の区域にあるクラブの管理については、第12条の規定にかかわらず、編入日から平成17年3月31日までの間、なお従前の例による。

(平16条例137・追加)

附 則(平成5年条例第35号)

この条例は、平成5年10月4日から施行する。

附 則(平成6年条例第26号)

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平成7年条例第27号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定(豊照ひまわりクラブに係る部分を除く。)は、この条例の施行の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成7年新潟市規則第59号で平成7年10月25日から施行)

附 則(平成7年条例第47号)

この条例は、平成7年12月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第15号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第25号)

この条例は、平成8年10月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第29号)

この条例は、平成9年8月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第46号)

この条例は、平成10年1月5日から施行する。

附 則(平成10年条例第31号)

この条例は、平成10年8月1日から施行する。

附 則(平成10年条例第41号)

この条例中、別表に上山ひまわりクラブの項を加える改正規定は、平成10年11月2日から、別表に太夫浜ひまわりクラブの項を加える改正規定は、平成10年12月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第18号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第27号)

この条例中、別表に竹尾ひまわりクラブの項を加える改正規定は、平成11年9月1日から、別表に濁川ひまわりクラブの項を加える改正規定は、平成11年11月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第43号)

この条例中第1条の改正規定は、平成12年11月6日から、第2条の改正規定は、平成12年11月27日から施行する。

附 則(平成12年条例第47号)

この条例は、平成12年9月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第80号)

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第20号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年条例第31号)

この条例は、平成13年11月1日から施行する。ただし、別表に赤塚ひまわりクラブの項を加える改正規定は、この条例の施行の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成14年新潟市規則第4号で平成14年3月1日から施行)

附 則(平成14年条例第43号)

この条例は、平成15年2月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第41号)

この条例は、平成15年11月17日から施行する。

附 則(平成16年条例第32号)

この条例中別表に坂井東ひまわりクラブの項を加える改正規定は平成16年9月1日から、同表上山ひまわりクラブの項の改正規定は平成16年10月18日から、同表桃山ひまわりクラブの項の改正規定はこの条例の公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成17年新潟市規則第7号で同17年2月16日から施行)

附 則(平成16年条例第137号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月21日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行(前項本文の規定による施行をいう。)の際現に改正前の第12条の規定によりその管理を委託しているひまわりクラブの管理については、改正後の第12条の規定にかかわらず、平成17年3月31日までの間は、なお従前の例による。

(準備行為)

3 指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

附 則(平成17年条例第114号)

この条例中別表に巻北ひまわりクラブ、漆山ひまわりクラブ、松野尾ひまわりクラブ及び

巻南ひまわりクラブの項を加える改正規定は平成17年10月10日から、同表新通ひまわりクラブの項の改正規定はこの条例の公布の日から起算して6月を越えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成18年新潟市規則第7号で平成18年2月17日から施行)

附 則(平成18年条例第71号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第33号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第22号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第49号)

この条例中第3条、第4条、第5条(新潟市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例別表秋葉区の項の改正規定に限る。)及び第6条の規定は平成20年9月1日から、その他の規定は同年10月6日から施行する。

附 則(平成21年条例第38号)

この条例中別表松浜ひまわりクラブの項及び横越ひまわりクラブの項の改正規定は公布の日から、その他の規定は公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成21年新潟市規則第70号で同21年9月6日から施行)

附 則(平成24年条例第34号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第57号)

この条例中別表中之口東ひまわりクラブの項の改正規定は公布の日から、同表岩室ひまわりクラブの項の改正規定は平成24年10月29日から施行する。

附 則(平成25年条例第1号)

この条例中別表万代長嶺ひまわりクラブの項及び臼井ひまわりクラブの項の改正規定は公布の日から、同表内野ひまわりクラブの項の改正規定は平成25年4月1日から施行する。
別表(第2条関係)

(平5条例35・平6条例26・平7条例27・平7条例47・平8条例25・平9条例29・平9
条例46・平10条例31・平10条例41・平11条例27・平12条例43・平12条例47・平
12条例80・平13条例20・平13条例31・平14条例43・平15条例41・平16条例32・

平16条例137・平17条例114・平18条例71・平19条例33・平20条例22・平20条例
49・平21条例38・平24条例34・平24条例57・平25条例1・一部改正)

クラブの名称及び位置表

名称	位置
鏡淵ひまわりクラブ	新潟市中央区白山浦2丁目180番地3
入舟ひまわりクラブ	新潟市中央区附船町1丁目4385番地1
桃山ひまわりクラブ	新潟市東区桃山町2丁目204番地
木戸ひまわりクラブ	新潟市東区中山4丁目2番6号
白山ひまわりクラブ	新潟市中央区川端町1丁目1番地
新潟ひまわりクラブ	新潟市中央区東大畑通2番町376番地
女池ひまわりクラブ	新潟市中央区女池5丁目2番46号
東中野山ひまわりクラブ	新潟市東区猿ヶ馬場9番地
真砂ひまわりクラブ	新潟市西区真砂4丁目9番30号
小針ひまわりクラブ	新潟市西区小針2丁目36番1号
新通ひまわりクラブ	新潟市西区坂井東6丁目18番1号
有明台ひまわりクラブ	新潟市中央区文京町15番4号
万代長嶺ひまわりクラブ	新潟市中央区東万代町4番1号
東曾野木ひまわりクラブ	新潟市江南区曾野木1丁目4番2号
大形ひまわりクラブ	新潟市東区大形本町2丁目8番11号
五十嵐ひまわりクラブ	新潟市西区五十嵐東2丁目4番25号
西内野ひまわりクラブ	新潟市西区内野上新町11810番地
松浜ひまわりクラブ	新潟市北区松浜7丁目3641番地2
沼垂ひまわりクラブ	新潟市中央区鏡が岡5番5号
紫竹山ひまわりクラブ	新潟市中央区米山4丁目12番20号
内野ひまわりクラブ	新潟市西区内野山手2丁目18番36号
曾野木ひまわりクラブ	新潟市江南区天野2丁目7番2号
中野山ひまわりクラブ	新潟市東区中野山5丁目5番2号
山潟ひまわりクラブ	新潟市中央区弁天橋通3丁目4番1号
桜が丘ひまわりクラブ	新潟市中央区姥ヶ山6丁目1番21号
東山の下ひまわりクラブ	新潟市東区藤見町1丁目3番41号
下山ひまわりクラブ	新潟市東区太平2丁目18番地8

浜浦ひまわりクラブ	新潟市中央区関屋昭和町3丁目148番地1
江南ひまわりクラブ	新潟市東区江南5丁目1番地1
丸山ひまわりクラブ	新潟市江南区丸山300番地
坂井輪ひまわりクラブ	新潟市西区坂井東1丁目2番2号
牡丹山ひまわりクラブ	新潟市東区上木戸3丁目14番30号
南中野山ひまわりクラブ	新潟市東区中野山863番地1
東青山ひまわりクラブ	新潟市西区青山261番地1
南万代ひまわりクラブ	新潟市中央区幸西4丁目1番1号
豊照ひまわりクラブ	新潟市中央区見方町2518番地
上所ひまわりクラブ	新潟市中央区近江3丁目2番1号
山の下ひまわりクラブ	新潟市東区山の下町8番55号
大淵ひまわりクラブ	新潟市江南区大淵1948番地1
鳥屋野ひまわりクラブ	新潟市中央区鳥屋野3丁目2番1号
笹口ひまわりクラブ	新潟市中央区笹口2番47号
上山ひまわりクラブ	新潟市中央区女池上山1丁目1番1号
太夫浜ひまわりクラブ	新潟市北区太夫浜1987番地
竹尾ひまわりクラブ	新潟市東区竹尾2丁目18番1号
濁川ひまわりクラブ	新潟市北区濁川284番地
立仏ひまわりクラブ	新潟市西区立仏950番地
山田ひまわりクラブ	新潟市西区山田2781番地2
大野ひまわりクラブ	新潟市西区大野町3140番地乙
赤塚ひまわりクラブ	新潟市西区赤塚2783番地2
坂井東ひまわりクラブ	新潟市西区坂井東5丁目17番1号
新津第一ひまわりクラブ	新潟市秋葉区新津本町4丁目4番3号
新津第三ひまわりクラブ	新潟市秋葉区山谷町3丁目4785番地
白根ひまわりクラブ	新潟市南区白根1372番地
臼井ひまわりクラブ	新潟市南区臼井4483番地
根岸ひまわりクラブ	新潟市南区山崎興野2288番地
葛塚ひまわりクラブ	新潟市北区川西3丁目4番2号
早通南ひまわりクラブ	新潟市北区須戸1丁目1番地1
木崎ひまわりクラブ	新潟市北区木崎2973番地

葛塚東ひまわりクラブ	新潟市北区朝日町4丁目1番7号
小須戸ひまわりクラブ	新潟市秋葉区新保23番地2
矢代田ひまわりクラブ	新潟市秋葉区矢代田5596番地
横越ひまわりクラブ	新潟市江南区横越中央6丁目3番1号
亀田ひまわりクラブ	新潟市江南区亀田新明町1丁目2番29号
亀田東ひまわりクラブ	新潟市江南区亀田水道町4丁目1番48号
亀田西ひまわりクラブ	新潟市江南区亀田緑町1丁目2番6号
早通ひまわりクラブ	新潟市江南区早通5丁目7番2号
岩室ひまわりクラブ	新潟市西蒲区和納2丁目21番36号
鎧郷ひまわりクラブ	新潟市西蒲区槇島611番地
曾根ひまわりクラブ	新潟市西蒲区曾根1195番地1
升潟ひまわりクラブ	新潟市西蒲区升潟2236番地1
味方ひまわりクラブ	新潟市南区味方1231番地1
潟東ひまわりクラブ	新潟市西蒲区美里424番地9
月潟ひまわりクラブ	新潟市南区月潟1419番地
中之口西ひまわりクラブ	新潟市西蒲区打越甲244番地
中之口東ひまわりクラブ	新潟市西蒲区小吉1100番地
巻北ひまわりクラブ	新潟市西蒲区竹野町163番地
漆山ひまわりクラブ	新潟市西蒲区漆山2648番地
松野尾ひまわりクラブ	新潟市西蒲区松野尾3032番地5
巻南ひまわりクラブ	新潟市西蒲区堀山新田1301番地
金津ひまわりクラブ	新潟市秋葉区古津88番地